

## CONFIRMATION OF INSURANCE

This is to confirm that interest as shown has been declared under an open policy in the name of NIPPON EUROMOVERS SARL,7 Avenue Condorcet 91240 St.Michel sur Orge FRANCE. Telephone 01 40 58 10 00 Fax 09 85 31 23 09. Cover placed at TOKIO MARINE EUROPE INSURANCE LIMITED - France division

<p>保険約款</p>
<p>保険の目的 (保険の対象貨物)</p>

外貨貨物海上保険の保険の対象貨物は「個人の海外引越に伴う家財」です。

**【ご注意1】**以下の貨物は本保険のお引き受けの対象外となります。

- 現金、貨紙幣、有価証券類、預金通帳、切手、債券、クレジットカード、プリペイドカード等。
- 1点または一組の価格が50万円を超える絵画、美術品、骨董品。
- 1点または一組の価格が100万円を超える宝石、腕時計、貴金属。
- 1台または複数台合計の価格が1000万円を超える完成自動車、バイク。
  - ※輸送の開始前に弊社の作業員と、写真撮影と破損、へこみ損、曲損、擦損等の有無確認を必ず行い、事故発生の場合には必ずご提出いただくことがお引き受けの前提です。写真撮影や破損等の確認が無かった場合は、事故が発生しても、補償の対象外となることがありますのでご注意ください。
- 生動物、植物、種子、球根、野菜、果物等の生鮮食品。
- 客観的な保険金額の算定が困難で代替品の入手が困難なもの（下記に例示します。）
  - ・稿本、設計図、図案、ひな形、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿等。
  - ・記念品、コレクション（収集物）、記念写真、表彰状、卒業証書、資格認定書等。
  - ・テープ、カード、ディスク、ドラム他これに類するコンピューター用の媒体に記憶されたプログラム、データ等。
- 所有者が自身で家具、トランク、ケース、引き出しなどに収納した品物の損壊、粉失に対しては事前に運送業者、またはその代理人に内容証明書を手渡し、内容を開示しない限り補償対象にはなりません。
- 本保険用紙の家財リストに記載されていない貨物(事故が発生した場合でも補償対象外となります。)

- 【ご注意2】**保険金額（※1）は同一品の到着地における再取得（購入）価額で設定してください。
※1 「保険金額」とは事故の際にお支払いする「保険金」の支払い根拠となる金額です。
(1)「保険金額」を再取得価額で設定した場合、「保険金」は再取得価額ベースで支払われます（※2）。
※2 全損事故の場合は再取得金額が支払われ、分損で損害箇所を修理できる場合には、修理に要した修理代が支払われます。
(2)保険金額が再取得価額より少なかった場合は、損害額が全額支払われない場合があります（※3）。
また逆に再取得額より多すぎた場合には、再取得額を限度にお支払いいたします。
※3 の場合は、損害額×（保険金額÷再取得価額）＝お支払い保険金となります。

**【ご注意3】**高額品（※）については出発する前の梱包前に、写真撮影やキズの有無等の内容確認を行いますので、必ず作業責任者に家財リストをご提示ください。

- ※1点又は一組再取得額が5万円または400ユーロを超えるものは「高額品」とします。

<p>主な外航貨物海上保険の保険約款と付帯している特別約款</p>

- 海上危険 (Marine Risks)
□Institute Cargo Clauses (A) or (Air)
輸送中の物的な損失／損害の危険に対して、協会貨物条項(A)又は同条項(航空貨物)を適用します。
- 戦争危険 (War Risks)
□Institute War Clauses(Cargo)
海上輸送中の戦争危機に対しては、協会戦争約款を適用します。
- ストライキ等危険 (War Risks)
□Institute War Clauses(Cargo)
労働者のストライキや暴動による危険に対して、協会ストライキ（等）約款を適用します。
- Institute Classification Clause (船級約款)
優良な船舶 (Approved Vessel) の資格を規定した特別約款です。外航貨物海上保険のお引き受けをする際に提示する保険料率は、優良な船舶の使用を前提としているため、本特約規定外の船舶にて貨物が輸送された場合には、割増保険料をいただく場合があります。
- Break-Up Vessel Clause (解体船約款)
解体することが予定されている船舶に貨物が積載される場合には、保険条件、料率が変わる可能性があることを定めた特別約款です。
- Open-Yard Storage Clause (野積約款)
陸揚港で野積み保管される貨物について、野積み保管中の保険条件をICC (C) とする旨を定めた特別約款です。
- On Deck Clause (甲板積約款)
甲板積にて輸送される貨物に限り、保険条約をICC (C) ＋波ざらい危険担保とする旨を定めた特別約款です。
- Musical Discodance Clause
楽器類の音質・音色の変化、弦の緩みおよび自然に発生する音律不調による損害につきましては、保険金をお支払いいたしません。
- Pair & Set Clause
引越し貨物で一部または全部がペアまたはセットの物である場合、損害を被った部分がペアまたはセットとして特別な価値を有していたとしても、その特別な価値に関係なく該当損傷部分の損害のみ保険金をお支払いします。

<p>保険金をお支払いする主な場合 　ICC (A)またはICC (Air)</p>

(事故の種類)
・火災、爆発：船舶または艇の沈没、座礁　陸上輸送用具の転覆、脱線　輸送用具の衝突
・積込、荷卸の際の水没または落下による梱包1個毎の全損
・海、湖、河川の水の輸送用具、保管場所等への侵入
・地震、噴火、雷：共同海損(分担額)、救助料
・その他の損害(汗濡れ、破損、曲がり損、へこみ損、盗難、漏出、不足、汚染、混合等)
・被保険者(荷主)が関与していない荷づくりの不完全に起因する損害
・戦争(宣戦の有無を問わない)、内乱、捕獲、た捕
・ストライキ(職場閉鎖を受けている労働者、労働紛争、暴動に加わっている者によるもの等)　等

### 保険申し込みにあたっての確認事項

この説明書は、株式会社トランスユーロジャパンが、同社を契約者とし、海外へ引越しされる荷主様を被保険者として、東京海上日動火災保険株式会社(Tokio Marine & Nichido Fire Insurance Co.,Ltd)との間で締結している外航貨物海上保険の内容説明書です。本紙にはご加入にあたりましての重要な内容が記載されておりますので必ずお読みください。
合わせまして、引受保険会社：東京海上日動発行の「重要事項説明書」及び「注意喚起情報」も必ずお読みください。「重要事項説明書」及び「注意喚起情報」は、中間リンク先をご確認下さい。

<p>保険金をお支払いしない主な場合</p>
<ul style="list-style-type: none"><li>・腐敗、変質、錆等貨物固有の性質・欠陥による損害 <ul style="list-style-type: none"><li>※保険金をお支払いできる事故に起因しない害虫、錆、カビ、結露、本来的欠陥、磨耗、経時変化等に起因する損害は補償の対象外となります。</li></ul></li> <li>・被保険者(荷主)が関与した荷造り、梱包、積付けが不完全であったことが原因で生じた損害</li> <li>・航海、運送の遅延による損害</li> <li>・被保険者(荷主)の故意、違法行為による損害</li> <li>・間接的損害(違約金、慰謝料等)</li> <li>・陸上輸送中、保管中の戦争危険による損害</li> <li>・通関時の検査の結果、政府機関によって輸入不許可となった場合の損害</li> <li>・原子力危険による損害</li> <li>・化学、生物生物化学、電磁気兵器による損害</li> <li>・通常の輸送過程にあたらぬ保管期間中のテロによる損害</li> <li>・保険金のお支払い等により、保険者が国際連合他の定める制裁等を受ける可能性がある場合</li> <li>・事故品の破棄費用</li> <li>・家電、コンピューターなどにおいて、外装異常が認められない場合もしくはは事故原因の特定できない場合の電氣的、機械的な故障または変調による損害</li> <li>・楽器類の音律不調不担保(左記の●Musical Discodance Clauseをご参照ください。)</li> <li>・保険の対象物がペアまたはセットの場合、その単品に損害が生じた場合は、ペアまたはセット全体ではなく、損傷した貨物のみを補償の対象とします。(●Pair &amp; Set Clauseをご参照ください。)等</li></ul>

<p>保険期間 (保険の補償区間)</p>
海上危険、ストライキ等危険は、貨物が倉庫、その他保管場所(引越前の住居等)において、輸送の目的をもって初めて動かされた時から開始し、仕向地にある最終倉庫、その他保管場所(引越後の新居等)で荷卸しが完了した時に終了します。 なお、下記(1)～(3)の場合には、たとえ仕向地の最終倉庫、その他保管場所で荷卸しが完了していなかったとしても、その時点で保険は終了します。 (1)  洋本船からの荷卸し完了後60日または航空機からの荷卸完了後30日を経過した場合 (2)  保管のための保管(通常の輸送過程上の一時保管以外の保管)または貨物の仕分け、配送のために任意の倉庫または保管場所で荷卸しが完了した場合 (3)  被保険者もしくはその使用人が、保管のための保管のため輸送車両もしくはその他の輸送用具またはコンテナを使用することを選んだ場合

一方で、戦争危機については上記と異なり、原則として貨物が陸上にある間の損害は補償されず、貨物を本船に積み込んだ時から荷卸しされる時(または本船最終荷卸港到着日の午後12時から換算して15日が経過した時点のいずれか早い時)までが保険期間となります。

- 引越し完了後60日または航空機からの荷卸し完了後30日を経過した場合
- 保管のための保管(通常の輸送過程上の一時保管以外の保管)または貨物の仕分け、配送のために任意の倉庫または保管場所で荷卸しが完了した場合
- 被保険者もしくはその使用人が、保管のための保管のため輸送車両もしくはその他の輸送用具またはコンテナを使用することを選んだ場合

一方で、戦争危機については上記と異なり、原則として貨物が陸上にある間の損害は補償されず、貨物を本船に積み込んだ時から荷卸しされる時(または本船最終荷卸港到着日の午後12時から換算して15日が経過した時点のいずれか早い時)までが保険期間となります。

<p>事故が発生した場合の手続き</p>

- 保険期間内に発生した事故により損害が発生した場合は、以下の事項につきまして速やかに弊社までご連絡をお願いいたします。
●ご連絡をいただく主な内容
(1)お名前(荷主様のお名前)
(2)事故日(事故の発生日)
(3)事故状況(事故の内容)
(4)事故に遭った貨物の明細(出発前に提出いただいた貨物明細リストのどの貨物か等)
(5)荷主様の連絡先(住所及び電話番号、メールアドレス)
●損害品の保存
事故報告をいただき保険会社よりご連絡があるまで、事故に遭った損害品は保管をお願いします。
●ご提出いただく主なもの
(1)事故品の写真(損傷部分や全体写真等、できるだけ多方面から撮影ください。)
- (2)修理見積り書等(事故報告後、必要の有無等。)
- (3)その他　保険金請求書等

# 保険申込書

至れり尽くせりのお引越
日本トランスユーロ

transeuro.jp

